

第566回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和7年4月9日(水) 10:00～10:09

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから「第566回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「電気事業の部門別収支に関する監査について」の制定についてに関しまして、事務局から御説明を、よろしく願いいたします。

○高橋総合監査室長 総合監査室の高橋でございます。よろしく願いいたします。

私からは、「電気事業の部門別収支に関する監査について」、この制定について御説明を申し上げます。

7行目以降の(趣旨)を御覧ください。電気事業法等の一部を改正する法律の附則と、電気事業監査規程、これらに基づきまして、みなし小売電気事業者の部門別収支に関する

監査を実施しています。

このたび、令和7年3月31日付けで、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則が改正・施行されたことに伴いまして、今後の部門別収支監査において確認すべき事項を明確にすることから、別添として、5ページ以降にお付けしておりますけれども、「電気事業の部門別収支に関する監査について」を定めまして、公表することについて御審議いただくというものでございます。

16行目以降に「経緯等」を書かせていただいております。先般の特定小売供給約款の変更認可申請に係る料金審査ルールの見直し、これを目的としてみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の改正がありました。これに併せて部門別収支計算規則の改正が行われたものでございます。

20行目ですけれども、この改正では、これまで沖縄電力のみに適用されていた算定方法がありまして、これが削除されたところでございます。したがって、みなし小売電気事業者9社と同様に10社共通の算定方法によって、部門別収支計算書を作成することになりました。

23行目ですけれども、具体的には、これまで沖縄電力は、部門別収支計算書の作成に当たりまして「電気事業全体の小売、発電及び送配電に係る総収益・総費用」から一般需要部門、それから特需要部門等の収支を整理することが規定されておりました。

そして、改正後の部門別収支計算規則では、当該条文が削除されて、ほかの9社と同様に「一般送配電部門分を除いた収益・費用」から整理するという規定となりました。

一方で、私どもが実施している部門別収支監査においては、「電気事業全体に係る総収益・総費用」から「一般送配電部門分を除いた収益・費用」、こちらの過程についてもきちんと適正に抽出されているかどうかを確認する必要があります。

したがって、この監査における確認事項を明確にしておくことが必要となりますので、本委員会の制定事項として「電気事業の部門別収支に関する監査について」を制定し、公表することとしたいと考えております。

37行目以降になります。「監査確認事項の概要」を御説明申し上げますと、(1)としまして、「電気事業全体に係る総収益・総費用」から「一般送配電部門分を除いた収益・費用」の計算過程を定めております。

42行目ですけれども、(2)としまして、「沖縄電力における実情に応じた基準による整理」ということで、例えば「一般管理費」を「水力発電費、火力発電費、原子力発電費、

新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費」に直課できない場合には、活動帰属基準等の配賦基準を用いて整理することになりますけれども、その際、沖縄電力の実情に応じた基準、これにより整理することが適当である場合には、あらかじめ当委員会の事務局長に届け出る。それによって整理していただいて、当委員会事務局は、ホームページにおいて公表することを制定したいと考えております。

50行目になりますけれども、部門別収支計算規則第3条では、みなし小売電気事業者は、公認会計士又は監査法人から、適正に部門別収支計算書が作成されていることにつきまして証明書を得ることが定められています。

このため、当該証明を行うために、公認会計士または監査法人は、別添の「電気事業の部門別収支に関する監査について」を参照して、今後監査をしていただくこととなります。

57行目ですけれども、本委員会において御了承いただいた後は、速やかに別添の内容を本委員会のホームページに公表することとさせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上になります。御審議をよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

村松委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○村松委員　　ありがとうございます。今回の制定につきましては、監査に当たって、やはり基準がないと監査が適切にできないということで、制定される方向で同意いたします。内容についても、私から違和感はございません。

念のための確認となりますけれども、ただいま御説明いただいた中に、「公認会計士又は監査法人の監査を受ける」とございまして、監査を行う主体である監査法人もしくは公認会計士協会等で、非公式な形ではあるかと思いますが、今回の案について御確認いただいているかどうかだけ、念のため確認させていただければと思います。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、事務局からお願いいたします。

○高橋総合監査室長　　村松委員、御質問ありがとうございます。

事務局から、公認会計士協会には、こうした案で証明が出せるかどうかというところの確認はさせていただいているところであります。

○横山委員長 村松委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○村松委員 会計士協会と事前の確認のもとで作成されたものということで承知いたしました。ありがとうございます。

○横山委員長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から説明がございました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

○高橋総合監査室長 ありがとうございます。

○横山委員長 第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長 ありがとうございます。

事務局から2点お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に1件、書面開催を行っております。

令和7年3月23日に発生した林野火災に係る特定小売供給約款等の特例認可等につきまして、3月31日付けで許可することに異存がない旨、経済産業大臣に回答をしております。

また、本日の議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどを、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——